

令和 7 年 度 第 6 回 理 事 会 の 開 催

令和 7 年度 第 6 回理事会が令和 8 年 3 月 12 日、本会会議室及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として 4 議案について諮られ、承認された。協議事項及び説明・報告事項の後、連絡事項として当面の主要会議等の開催計画に関する件等の説明がなされた。議事概要は以下のとおりである。

令和 7 年度 第 6 回理事会の議事概要

変更に伴う「日本獣医師会事務局組織規程」等の一部改正)

I 日 時：令和 8 年 3 月 12 日(木) 13:30～17:00

II 場 所：日本獣医師会大会議室

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【会 長】 藏内勇夫

【副 会 長】 鳥海 弘、西山治生、栗本まさ子

【専務理事】 伏見啓二

【地区理事】 田村 豊(北海道地区)*

小山田富弥(東北地区)*

宇佐美 晃(関東地区)*

上野弘道(東京地区)

佐藤 博(中部地区)*

長谷川哲也(近畿地区)*

安食政幸(中国地区)*

草場治雄(九州地区)

【職域理事】 佐藤れえ子(学術・教育・研究職域理事)*

立川文雄(産業動物臨床)*

森 尚志(小動物臨床)

吉武 朗(家畜共済)

島村 剛(家畜防疫・衛生)*

梅田浩史(公衆衛生)

佐伯 潤(動物福祉・愛護)

石橋朋子(特任)*

【監 事】 市川陽一郎、佐々木一弥、柴山隆史

【顧 問】 酒井健夫、砂原和文*、村中志朗

【オブザーバー】 香川県獣医師会副会長

栗島正徳(四国地区代理)*

【欠 席】 北村直人(顧問)

IV 議 事：

【決議事項】

第 1 号議案 令和 8 年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第 2 号議案 特定資産の取崩しに関する件

第 3 号議案 令和 6 年能登半島地震動物救護活動等支援金の名称変更について

第 4 号議案 諸規程の一部改正に関する件(事務局組織

【協議事項】

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

【説明・報告事項】

1 令和 7 年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

2 狂犬病予防法に基づく自治体事務の DX 化等に関する件

3 農場管理認定獣医師に関する件

4 世界獣医師会大会(WVAC)の日本開催に関する件

5 第 44 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和 8 年度)の開催に関する件

6 政策提言活動等に関する件

7 特別委員会及び部会委員会に関する件

8 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

9 その他

(1) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定に関する件

(2) 四国地区理事の補欠選任に関する件

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要：

【開 会】

事務局から定款第 41 条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、令和 7 年度第 6 回理事会に参加いただき誠にありがとうございます。

先週 3 月 4 日、本会の四国地区理事であり、日本獣医師連盟副委員長、香川県獣医師会会長で元香川県議会議

長、篠原公七先生がご逝去されました。先生におかれましては公務員獣医師の処遇改善をはじめとするさまざまな課題に精力的に取り組んでいただきました。有言実行、自ら調整等を行い、先頭に立って要請活動に尽力をいただき、中央政界に対しましても太いパイプをお持ちの方でございました。篠原先生を失ったことは獣医師会にとって多大な損失だと思っております。また、先生は非常に明るい性格で、周りを明るく朗らかにする気配りのさく先生でございました。もうお会いすることができないのは残念でなりません。

なお、故 篠原先生の通夜、告別式には本会から島海副会長、村中顧問が参加、参列をしていただきました。

ここで、皆様と黙祷を捧げ、篠原先生の業績に敬意を表するとともに、先生のご冥福をお祈りしたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、ご起立願います。黙祷。

お直りください。さて、年頭に高市総理大臣による衆議院議員解散を受け、2月8日に実施された総選挙につきましては、各地方獣医師会、地方獣医師連盟が支援に努めていただき、自由民主党が大きく議席を増やす結果となりました。皆様方には大変にご苦勞をおかけしました。今後、現政権の基盤がさらに強固なものとなり、日本獣医師会にとっても有用な政策が円滑に決定され、速やかに実施されることを期待しているところです。

私は昨年9月、全国都道府県議長会会長に就任し、議長会関係会議ではワンヘルスの講演を行う、あるいは全国の550名の県議会議員に参加いただく中でワンヘルスの研修会等も行っていました。その活動の一環として、首相官邸の定例会議では石破前総理、高市総理をはじめとする閣僚や関係機関に対し、直接、獣医師が中心となって取り組んできたワンヘルスの活動や獣医師の処遇改善等の要請をしまいにしました。そして、このたび、ワンヘルスに関する予算が令和8年度予算に計上されているに至りました。一日も早く、予算が成立することを期待しているところです。また、引き続き、さまざまな機会を得て、ワンヘルスの要請を訴えてまいりたいと思っております。

いよいよ来月、第41回世界獣医師会東京大会が迫ってまいりました。「ワンヘルスで世界の獣医療が示す未来」をテーマとする本大会は、世界の獣医師が一堂に会し、ワンヘルスの実践活動の取組促進を決起する機会です。その成果として策定するワンヘルス東京宣言2026を国内外に広く発信し、ワンヘルスによる国際的な社会貢献に務める獣医師の理解の醸成をもって、獣医師の地位の向上が図れるよう努めてまいります。本大会の成功を期すため、一人でも多くの会員構成獣医師関係者の方々に参加登録をいただくよう、特段の支援をよろしく願いいたします。

また、本会が構築した犬の登録支援システムは、より確実な登録手数料の徴収とともに、将来的にワクチン接種情報も一体的に運用が可能となりますので、広く自治体で活用いただけるよう、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、これまで最優先で取り組んでまいりました事務事業の経費削減、事業の見直しについては、本日、組織財政検討小委員会の答申の取りまとめを報告いたします。その内容を踏まえ、各種事業とともに速やかに事務局の必要な見直しを行うとともに、さらに、中長期的な視点で本会の財政運営、事務事業等の改善、効率化に取り組んでまいります。

昨日、赤間防災担当大臣から直接大臣室において、日本獣医師会の災害対策基本法に基づく指定公共機関への指定通知の交付を受けました。私と伏見専務が出席をいたしました。これは内閣総理大臣が指定するもので、日本獣医師会にとっては名誉なことだと思っています。本日、ご出席の草場理事におかれましては、随分前から福岡県獣医師会における災害時の同行避難やVMATを主導とした救援活動に取り組む一方、VMATはみなし団体としての位置づけであることから何らかの事故等が発生しても保険適用に該当しなかったり、他団体との交渉の際にも明示できる明確な認定をいただきたいとの要望がございました。日本獣医師会ではこれらの課題について要請活動を続けてまいりました。

一方、日本の国の危機管理を整備しようということで、元経団連の会長が代表世話人、日本医師会の横倉名誉会長が代表世話人を務めるニューレジリエンスフォーラムという団体が活動しており、私もワンヘルスという観点でこの世話人に就任しておりますが、本団体の関連する会議で当時の石破総理と高市総理に直接本要請を行ってきたところです。このような経緯により、日本獣医師会が今回公の組織としての指定を受けることができました。これまでの皆のご支援に心から感謝を申し上げます。

本日は令和8年度の事業計画及び収支予算ほか、重要事項をご審議いただきます。皆様におかれましては議事に対して建設的な提案をお聞かせいただく一方、本会議終了後、必ず地元地区の地方獣医師会及び会員獣医師もしくは担当する関係職域の団体所属獣医師の皆さんに対し、協議結果等を伝達、情報を共有していただくようお願いを申し上げます。挨拶といたします。

【決議事項】

第1号議案 令和8年度事業計画及び収支予算書等に関する件

伏見専務理事から資料に基づき説明され、異議なく了承された。

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

伏見専務理事から、法人会計準備資金について令和8年3月付で一部を取り崩すことについて資料に基づき説明され、異議なく了承された。

第3号議案 令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金の名称変更について

伏見専務理事から、「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」の名称について、公益目的事業会計分は「公益事業活動準備資金」に、収益事業会計分は「災害対策準備資金」にそれぞれ変更することについて資料に基づき説明され、異議なく了承された。

第4号議案 諸規程の一部改正に関する件（事務局組織変更に伴う「日本獣医師会事務局組織規程」等の一部改正）

伏見専務理事から、日本獣医師会事務局組織を見直し、これまで事務局長の下に4種の担当（総務担当、事業担当、動物愛護担当、国際関係担当）に分掌していた体制を3課（総務課、事業課、国際課）1調査役に改め、「事務局次長」を廃止し、新たに3「課長（総務課長、事業課長、国際課長）」及び1「調査役」を置くことに変更することとし、関係規程を改正することについて資料に基づき説明され、異議なく了承された。

【協議事項】

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

伏見専務理事から、資料に基づき本会事務・事業の経費削減・改善案について進捗状況が説明された。

【説明・報告事項】

1 令和7年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

伏見専務理事から、令和7年度に開催された地区獣医師会において採決された決議要望事項への対応について、令和8年2月17日に開催された第16回職域別部会関係部会長会議における検討を経て整理された内容（別記）が説明された。

2 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

伏見専務理事から、狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件について、第1フェーズの登録事務のデジタル化については、本会の職員が直接説明する等理解醸成に努めており、実際にテストサイトアカウントの設定を終えた自治体が12自治体ある等、感触は出てきているが、まだ正式に導入するには至っていないことが説明された。併せて、扱う頭数が少ないところや既

に仕組みを築いているところは別として、各地の自治体でこの登録システムを使っていたら、登録料を確実に徴収できる仕組みを活用いただきたいこと、加えて3月中に第一次版のリリースを予定している第2フェーズ目の予防注射の案内管理のデジタル化についても活用いただきたいことが説明された。

3 農場管理認定獣医師に関する件

伏見専務理事から、第2回農場管理認定獣医師の試験が、1月17日に東京と福岡の2会場で行われ、受験生39名（乳牛17名、肉牛19名、豚3名）、うち東京会場27名、福岡会場12名が受験し、39名全員が合格したこと、今後、2月27日に認定証の申請受付を始め、令和8年4月1日には認定証が交付されることが説明された。

4 世界獣医師大会（WVAC）の日本開催に関する件

伏見専務理事から、開催が迫っている同大会について参加が呼びかけられ、予定される来賓やプログラムの内容等、決まっている開催概要が説明された。

5 第44回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和8年度）の開催に関する件

伏見専務理事から、令和8年度獣医学術学会年次大会を令和9年2月27日と28日の2日間、麻布大学で開催することが説明された。

6 政策提言活動等に関する件

伏見専務理事から資料に基づき説明された。

7 特別委員会及び部会委員会に関する件

伏見専務理事から全体の運営状況について説明がされた。続いて家庭動物飼育推進検討委員会について上野理事から説明された後、森理事から補足説明がされた。次に、獣医学術部会について佐藤理事から、小動物臨床部会について森理事から、家畜衛生部会・公衆衛生部会について梅田理事から、動物福祉・愛護部会と学校動物飼育支援対策検討委員会について佐伯理事から、職域総合部会について伏見専務理事から、組織財政検討小委員会について鳥海副会長から、それぞれ説明・報告された。

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

伏見専務理事から、令和7年11月1日から令和8年1月31日までの概況が説明された。続けて、各地区の選出理事からそれぞれ職務執行状況が説明された。

9 そ の 他

(1) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定に関する件

伏見専務理事から、昨日、災害対策基本法に基づく指定公共機関への指定通知書の交付式があり、会長が出席して赤間大臣から通知書を受け取ったことが説明された。また、指定公共機関として指定されることのメリットについて、補助金や税制優遇といったものはないが、実務上のメリットとして、国や自治体との間での連携ルートが明確になることや、獣医師会の社会的信用評価が高まることが説明された。

実際に災害が起こった場合には、これまでどおり危機管理室で対策本部を立ち上げ、発災した地域の獣医師会が地方の拠点として活動することになるが、情報や連携ルートがしっかり確保されることはとても大きな意味を持つこととなり、今後、日本獣医師会と地方獣医師会が情報交換しつつ体制を整えたい旨説明された。

(2) 四国地区理事の補欠選任に関する件

伏見専務理事から、3月4日に逝去された篠原理事の

後任となる理事の選出について、3月30日に第1回役員候補者推薦管理委員会を開催し、所定の手続に基づき進めることが説明された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

伏見専務理事から当面の関係会議等の開催日程が説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

伏見会計責任者及び村中委員長から日本獣医師連盟の活動報告が行われた。

3 そ の 他

なし

【閉 会】

蔵内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

【別 記】

令和7年度 地区獣医師大会における決議要望事項に対する 日本獣医師会の対応等

1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等の ワンヘルスの実践

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・人獣共通感染症発生時の体制整備の推進
— One Health に基づき SFTS 発生時に備える—
（北海道地区）
- ・One Health（人と動物の健康と環境保全の重要性）のさらなる推進（関東・東京地区）
- ・ワンヘルスに関する周知・啓発活動の強化（中部地区）
- ・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）対応（中部地区）
- ・SFTS 感染症の獣医療従事者感染予防対策強化等の要請（近畿地区）
- ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進（四国地区）
- ・ワンヘルス理念に基づく、医療・獣医療の連携強化によるアジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）の九州誘致の推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会等と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。

ア 関係行政機関を中心とした獣医師及び医師等の関係者による連携体制の構築支援とともに、引き続き本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解の醸成に努める。

イ 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、医師との相互の情報共有による早期の発生診断等の推進、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施の他、獣医学系大学・研究機関とも連携し、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備、獣医師及び獣医療従事者への感染防護等の周知及び実践の徹底、人獣共通感染症の専門家である獣医師からの飼い主等への主導的な指導の推進等に努める。

ウ 平時からの感染症発生情報の収集とともに、従来の獣医学術学会年次大会、各種研修会のほか、令和8年4月に東京で開催される第41回世界獣医師会大会においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症の発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO等の調査報告等に加え、SFTS等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

- (2) 我が国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を踏まえ、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟、関係行政機関等に対し、以下の要請等を行う。

ア ワンヘルスの実践のため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度に創設された国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築

イ 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援

2 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化（関東・東京地区）
- ・ 家畜防疫体制の維持等（中部地区）
- ・ 家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）
- ・ 野生動物を含めた家畜伝染病対策の推進による食肉などの安定供給の確保（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、農場に対して飼養衛生管理等を一元的に管理する体制の構築に努めるとともに、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

ア 本会では、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、本会の「農場管理認定獣医師」による農場全体の家畜衛生管理の一元化及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種を適正に実施する。

イ 家畜伝染病である豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等への対策については、引き続き発生動向を注視するとともに、全国における野鳥や家きんの鳥インフルエンザの発生状況や令和6年11月に国内で初めて発生したランピースキン病の発生状況を踏まえ、必要に応じて本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において、本会や地方獣医師会における防疫対応等の支援等について検討を行い、その結果を踏まえ速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

- (2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む調査・研究体制の整備・充実については、上記1の(2)で述べた国の関係機関の連携・協力体制の強化における対応を要請する。
- (3) 本課題については、今後も必要に応じて産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等においても検討を行い、本会、地方獣医師会等の活動に反映させるとともに、各種越境性動物感染症の侵入防止対策の徹底、都道府県等の関係部局間の連携体制の強化・支援等に資する。

3 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 狂犬病予防法施行規則に規定される予防注射時期の通年化に反対（東北地区）
- ・ 狂犬病の危険性とワクチン接種の重要性の再認識（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 狂犬病予防接種については、例年、厚生労働省の普及啓発ポスターを全国へ配布し、動物感謝デーや動物愛護週間中央・地方行事等の市民参加イベントにおいて普及啓発に努めているところである。さらなる狂犬病予防注射の接種率向上のため、特に狂犬病の世界における感染死亡数、近隣諸国におけるまん延状況、予防接種による感染リスクの低減等について広く国民に周知するとともに、理解の醸成に努める。
- (2) 犬の登録の業務等については、本会の狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムを、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きのDX化に活用いただき、犬の登録促進、登録料の確実な徴収等、自治体及び飼育者の利便性の向上に努める。

一方、犬の登録・予防注射の実施体制については、一部の地方獣医師会が実施しているように都道府県及び市町村担当者、予防接種担当獣医師が一堂に参集の下、定期的に連絡会議を開催し、登録とともに、接種の通年化による接種率の低下、狂犬病接種猶予の課題についても、意見交換等を行い、統一した認識の下、円滑な実施とともに予防注射接種率の維持・向上を図る。

4 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・メディアへの情報提供や SNS の活用（中部地区）
- ・大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充（近畿地区）
- ・農林水産省の獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成（中国地区）
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・獣医師としての職責に見合う処遇改善と産業動物及び公務員分野への非就労獣医師活躍推進を含めた就業誘導支援等の徹底（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり取り組む。

ア 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また、大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、獣医学生に対する臨床実習等を行う家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備、修学資金の活用範囲の拡大等の要請を行う。特に農業共済家畜診療所については、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化を図り、家畜診療所の勤務獣医師の給与改善、施設及び環境整備等、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等に繋がるよう、処遇改善措置等に努める。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、(ア) 卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、(イ) 中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習において魅力ある職域である旨の周知とともに、農場管理認定獣医師に係る研修及び資格付与等を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図る。

(2) 地方公務員獣医師の処遇改善については、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設や期限付きの初任給調整手当てに代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額 5 万円以上の増額）を要請する。

(3) 一方、国民に対して、ホームページ、動物感謝デー等を活用し、安全・安心な畜産物の安定供給に取り組む産業動物獣医師の責務の重要性の理解醸成に努める。

5 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- (1) 動物福祉・管理対策の推進

- ・と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針策定に関する要望（中部地区）
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置付けの改正（中国地区）
- (2) 災害時の動物救護対応の充実・強化
- ・災害時におけるペット同行避難場所の確保（関東・東京地区）
- ・VMAT 講習会の受講料の見直し（中部地区）
- ・災害時における被災動物救護と支援体制の構築（四国地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 実効性ある動物福祉管理の普及対策については、小動物臨床委員会、動物福祉・愛護委員会等において検討するとともに、関係行政機関、団体とも連携しつつ動物感謝デー等、本会及び地方獣医師会の活動等を利用して愛玩動物を飼育することのメリット、産業動物の適正な取扱い等について国民への正しい理解の醸成に努める。

なお、獣医師の動物取扱責任者研修の受講の必要性については、獣医師も承知すべき内容も散見する一方、自治体により内容、回数等が様々であり、環境省に改めて本研修の方針等について確認する。

- (2) 災害時動物救護活動については、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には、令和 5 年、本会に設置した危機管理室が一元的に取り組むこととし、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る重大な被害が生じた際には速やかに対応することを念頭において準備の徹底に努める。

また、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 30 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、有事の

際の地元自治体と地方獣医師会との動物救援に関する協定等の締結，広域的な緊急災害時の動物救護活動，飼育動物の同行及び同伴避難を含む，飼い主の防災準備等についてさらに検討を深める一方，「災害獣医療認定獣医師」の制度化の検討を行うとともに，講習会を含めた VMAT の養成のあり方，災害時の派遣等に関する対応等の具体的な対策を講じる。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

各分野の専門的獣医療の提供については，本会が設置した「認定・専門獣医師協議会」において，本会及び学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組むなど，認定・専門獣医師制度の適正な運営に努める。

7 地方獣医師会組織の強化等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・獣医師会の組織率向上に向けた対策（東北地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

引き続き獣医学生，新規若手獣医師の入会促進に努め，魅力ある獣医師会活動，獣医師会組織による要請活動の強化等について総務委員会で検討し，本会及び地方獣医師会の組織強化を図る。